費用は無料!



山口県労働委員会のあっせん

労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名が仲立ちし、職場で 生じた労働紛争について話し合いによる解決をお手伝いします。

あっせんは、**労働者・使用者どちらからでも申請できます**。

使用者の皆様~活用例~

- ・社員から高額な退職金の 上乗せを求められ困って いる。
- ・社員にやむを得 ぬ事情で配転命 令を出したが、 理由なく拒否し ている。



・団体交渉で何度も協議 したが、合意に至らな い。

労働委員会とは?

労働委員会は、労使間のトラブルの解決をお手伝いする行政機関で、 公正な立場で紛争の迅速・円満な解決に努めます。

あっせんの5つのメリット!

お気軽にご相談ください

無料非公開非対面早期解決



あっせんとは?

労働者個人・労働組合と、使用者との間に生じた労働紛争について、労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名(公益委員(学識経験者等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等))が仲立ちし、話し合い(非公開・非対面)による解決をお手伝いする制度です。

あっせんの流れ

①申請書の提出



労働者(個人・組合)、使用者のいずれからでも申請できます。申請は、原則、あっせん申請書を提出するのみで、簡単です。

②調査



事務局職員が、当事者 双方から、個別に事情 を伺います。

③あっせんの実施



あっせん員が、個別 に双方の主張を聞い て、歩み寄りによる 解決をお手伝いします。

不開始

相手方があっせんを 応諾しなかった時

打切り

解決の見込みがない時

取下げ

申請者の都合など

合意書の作成

当事者が合意した時は、 多くの場合、書面による 合意(口外禁止条項付き)

を取り交 わします。



お問い合わせ 山口県労働委員会事務局

〒753-8501 山口市滝町1-1(山口県庁7階)

TEL: 083-933-4444 FAX: 083-928-7072

Email: a34000@pref.yamaguchi.lg.jp

詳しくはWebで

